

公益社団法人全国調理師養成施設協会 インターネットを有効に活用するためのガイドライン

〔 制 定 平成26年 8月27日 〕
〔 一部改正 平成27年 5月26日 〕

1 目 的

インターネットは、個人の生活においても、また企業がビジネスを展開する上においても、今や欠かせないものとなっている。電子メールやウェブサイトの活用による情報伝達・情報収集はもちろん、電子商取引、また近年ではソーシャルメディア等に代表される生活者一人一人による草の根的な情報交流など、インターネット技術やサービスの多様性は日々変化を続けている。

反面、コンピュータウイルスや不正アクセス、インターネットを利用した広告活動においても、従前までは考えられないインターネットを介して起きる問題等が発生している。

公益社団法人全国調理師養成施設協会(以下「協会」という。)は、調理師養成施設(以下「養成施設」という。)が行う広告活動等の行動規範として、養成施設倫理規程を定めており、その中で、インターネットを利用した広告活動についても、インターネット広告倫理綱領(以下「広告倫理綱領」という。)を定めている。

養成施設がインターネットを利用した広告活動を行う際は、インターネットの適正利用の維持、セキュリティの確保等、インターネットを利用するためのルールやマナーに関する指針を整備する必要がある、このガイドラインは、そのための留意事項を提示するとともに、広告倫理綱領を補完することを目的とする。

2 インターネット利用の考え方と行動指針

養成施設は、インターネットの利用という新しいコミュニケーションと情報発信を行うに当たって、以下の分野について、その取り扱いに関する考え方と行動指針を策定する。

- (1) インターネット利用に関する基本原則
- (2) セキュリティに関する注意喚起(情報セキュリティポリシー)
- (3) ホームページ(ウェブサイト)運用に関する注意喚起
- (4) 電子メール運用に関する注意喚起(電子メール運用ガイドライン)

- (5) ソーシャルメディア運用に関する注意喚起(ソーシャルメディアポリシー)
- (6) インターネット広告に関する注意喚起(インターネット広告運用ガイドライン)

3 インターネット利用に関する基本原則

インターネットが全世界的に相互に接続されたネットワークの集合体であり、一つの社会であることを認識し、養成施設は情報発信を行うに当たって、次の事項を基本原則とする。

- ① 協会倫理規程を遵守する。
- ② 他の利用者への影響に配慮する。
- ③ 社会的責任があるという強い自覚を持つ。

4 セキュリティに関する注意喚起(情報セキュリティポリシー)

情報資産を保護し、安全に利用できる環境を確保・維持するための情報セキュリティポリシーを意識し、次の事項を明確にする。

- ① 保有する秘密情報の定義とその取り扱い方法(管理指針)を策定する。
- ② ユーザーIDとパスワードを設定する。
- ③ コンピュータウイルス対策を明確にし、確実に実施できる体制を整備する。

5 ホームページ(ウェブサイト)運用に関する注意喚起

養成施設がホームページを運用し、生徒募集や施設の情報発信を行うに当たっては、次の事項に留意する。

- ① 管理者の設置と管理・運用体制を確立する。
- ② 情報発信や画像処理に当たっての公平性と社会性を確保する。
- ③ プライバシー保護に努め、人権侵害を犯さない。
- ④ 公序良俗に抵触する記事や用語を掲載しない。

6 電子メール運用に関する注意喚起(電子メール運用ガイドライン)

養成施設が電子メール、メールマガジンを発信するに当たっては、次の事項に留意する。

- ① 電子メールシステムの利用方針を策定する。
- ② メールマガジンの運用に関するルールを策定する。
- ③ プライバシー保護に努め、人権侵害を犯さない。

- ④ 著作権、肖像権(パブリシティ権)を尊重する。

7 ソーシャルメディア運用に関する注意喚起(ソーシャルメディアポリシー)

- (1) ソーシャルメディアは、個人も養成施設も情報発信や交流ができる便利なインターネットメディアである反面、その活用方法を誤ると重大なダメージを被る危険性がある。

養成施設がソーシャルメディアに取り組み、円滑な運用を目指すためには、次の事項を明確にするとともに留意する。

- ① 養成施設において指針を策定する。
 - ② ソーシャルメディアの運用に当たっての組織と担当者を設定する。
 - ③ 各担当者の管理と指導を徹底する。
- (2) 養成施設が適切にソーシャルメディアを運用し、生徒募集や施設の情報発信を行うに当たっては、次の事項に留意する。
- ① 運用にあつて、担当者は養成施設を代表しているプロフェッショナルとしての自覚と行動をとる。
 - ② 法律を遵守する。
 - ③ 守秘義務を守る。
 - ④ 著作権、肖像権(パブリシティ権)を尊重する。
 - ⑤ 他人を困らせる投稿をしない。
 - ⑥ ミスがあったら、潔く、誠実に、すぐ訂正する。

8 インターネット広告に関する注意喚起(インターネット広告運用ガイドライン)

- (1) 定義(範囲)

インターネット広告とは、媒体社が運営するウェブサイト等に掲載されるバナー広告をはじめ、テキスト広告、動画広告、媒体社等が発行する電子メールに挿入されるメール広告など、インターネットを通じて広告主(養成施設)から消費者等に発信される広告と定義する。(新たな技術や手法が開発され、さらに広告が多様化した場合、新たな定義づけが必要となる。)

- (2) 養成施設は、消費者がインターネット広告を通し安心して広告主(養成施設)から発信される情報を活用できるよう、その信頼性、安全性を継続して確保するため、次の事項に留意する。
- ① 広告は、社会の信頼に答え得るものでなければならない。
 - ② 広告は、公明正大にして真実でなければならない。

- ③ 広告は、関連諸法規に違反するものであってはならない。
- ④ 広告は、公序良俗に反するものであってはならない。
- ⑤ 広告主体者を明示する。
- ⑥ 広告であることを明示する。
- ⑦ 広告の実施に当たっては、広告主に責任が帰属することを認識し、媒体社、広告代理店を選定(広告発注)する際は細心の注意を払う。
- ⑧ 掲載判断情報等を共有し、掲載判断の体制を構築する。
- ⑨ 新しい広告手法や新しい端末の特性に配慮し、細心の注意を払う。

9 ガイドラインの周知及び更新

このガイドラインは、養成施設の担当者はもとより、担当以外の教職員、学生等にも周知する必要がある。

なお、このガイドラインは、必要に応じて見直し、更新する。

附 則

(施行期日)

- 1 このガイドラインは、平成26年8月27日の理事会において制定し、適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正ガイドラインは、平成27年5月26日理事会の承認をもって施行、適用する。